

# 令和7年度分 町民税・県民税申告書の手引き

垂井町

申告は2月17日から3月17日まで

※土日・祝日を除く

町民税・県民税の申告につきましては、毎年、町民のみなさまにご協力をいただきありがとうございます。

今年も申告の時期になりました。この手引きを参考にして、申告をしていただきますようお願いします。

町民税・県民税を正しく算出する基礎となる申告となりますので、申告書は3月17日までに、町内申告会場へ提出してください。

申告書の提出がない場合は、所得証明書などの請求があっても発行できない場合や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、町営住宅使用料、各手当などの算定に影響する場合がありますので、収入がない方も申告してください。（無職・学生などの方は申告書裏面の通信欄に記入してください。）

## 申告に必要なもの

○給与や公的年金等の源泉徴収票（原本）、支払調書、事業所得のある方などは、収支内訳書

○マイナンバーカードまたは通知カード

○身元確認書類（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど）

## 申告をしなければならない方

1 令和7年1月1日現在、垂井町に在住し下記に該当する方。ただし、所得税の確定申告をされる方は、原則として町民税・県民税申告をする必要はありません。

(1)令和6年中（1月1日～12月31日）に収入のあった方

(2)給与所得者で

ア 勤務先から給与支払報告書が提出されなかった方（日々雇用、パートなどで働いている方を含む）

イ 給与所得以外の所得（営業、農業、地代、家賃、配当利子など）のあった方

（注）給与所得以外の所得の合計額が20万円以下のときは所得税の確定申告を要しない場合がありますが、町民税・県民税の申告が必要な場合があります。

ウ 雑損控除や寄附金控除、医療費控除などを受ける方

※地方自治体などへの寄附（ふるさと納税）によるワンストップ特例制度が適用される方も、特例制度適用分も含めて申告する必要があります。

(3)公的年金等を受給されている方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦（ひとり親）控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、同居老親等の扶養控除などを受けようとする方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得の合計額が20万円以下の方は原則として所得税の確定申告の必要はありませんが、町民税・県民税の申告が必要となる場合があります。

（扶養控除等を取り消す申告の方は、確定申告が必要です。）

2 垂井町に在住していない方で、令和7年1月1日現在、町内に事業所・事務所または家屋敷のある方

3 福祉関係などの手続きで申告が必要となる方

## 1 所得金額の計算

### (A) 収入金額

令和6年中の収入金額の合計は、実際に収入した金額だけでなく、売掛金などのように実際に金銭を受け取っていない売上代金など、令和6年中に収入すべきものも収入金額に含めます。ただし、前受金などは含めません。

また、自家消費した商品や、空箱などの売却代金の雑収入、リベートなどの金額も収入金額に含めます。

### (B) 必要経費

収入を上げるために必要な費用が必要経費となります。令和6年中に販売した商品、製品の原価、租税公課、雇人費、地代、借入金の利子、修繕費、減価償却費などで未払いのものも含めて計算します。

### (C) 専従者控除額等（白色・青色）

生計を一にする配偶者その他の親族（15歳以上の者）が、その年を通じて6か月を超える期間専ら事業に従事していた場合には、次の金額を控除できます。

#### ○白色事業専従者控除額

(イ) 配偶者である事業専従者 … 86万円  
配偶者以外の事業専従者 … 50万円

(ロ)  $\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者数} + 1} = \text{控除額}$

(イ)と(ロ)の金額のうち、いずれか少ない金額が控除額となります。

#### ○青色事業専従者控除額

青色専従者給与額として税務署長が相当と認めた額のうち実際に支払った金額です。（事前に税務署への届け出が必要です。）

#### ○青色申告特別控除制度

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、一定の要件を満たしている場合は青色申告特別控除として55万円（電子帳簿保存またはe-Taxによる電子申告を行っている場合は65万円）または10万円を控除することができます。（事前に税務署への届け出が必要です。）

なお、専従者控除を受ける場合は、『11 事業専従者に関する事項』へ記入してください。

## 所得金額

所得金額 = (A)収入金額 - (B)必要経費 - (C)専従者控除額等

※事業所得・不動産所得のある方は、所得金額の計算過程が明らかになる明細を『7 事業・不動産所得に関する事項』に記入してください。収支内訳書の提出も必要です。

※分離課税の譲渡所得・山林所得等に係る所得の算出については、税務課でおたずねください。

## 2 所得金額

所得は収入の内容によって次のように区分されます。

① 営業等	販売・飲食・製造・修理・サービス業・その他の事業から生ずる所得です。 医師・弁護士・作家・外交員・大工・僧侶などの自由業や、漁業などの営業及び農業以外の事業から生ずる所得です。																																	
② 農業	農産物の生産、果樹の栽培または農家が兼営する家畜類の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得です。																																	
③ 不動産	地代・家賃・アパートの貸付料などによる所得です。																																	
④ 利子	公社債・預貯金の利子および貸付信託や公社債投資信託などの分配に係る所得です。 (源泉分離課税されているものは、申告する必要はありません。)																																	
⑤ 配当	株式の配当、協同組合等の剰余金などです。 なお、一定の上場株式の配当は、申告する必要はありません。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           特定配当等に係る所得金額を総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、『14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項』に配当割額を記入してください。         </div>																																	
⑥ 給与	俸給・給料・歳費・賞与などの所得です。 所得は、令和6年中に収入することの確定した金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。また、特定支出がある場合については、税務課でおたずねください。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <math>\text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得金額}</math> </div>																																	
⑦ 公的年金等	年金、恩給などです。  ※公的年金等の収入は、下記の表で算出した金額が所得となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>公的年金等の収入金額の合計額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">昭和以後35に 年生</td> <td>600,000円までの場合は、所得金額は0円です。</td> <td>単位：円</td> </tr> <tr> <td>600,001～1,300,000</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1ま 月れ</td> <td>1,300,001～4,100,000</td> <td>収入額×0.25+275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001～7,700,000</td> <td>収入額×0.15+685,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2た 日方</td> <td>7,700,001～10,000,000</td> <td>収入額×0.05+1,455,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,001以上</td> <td>1,955,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昭和以前35に 年生</td> <td>公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は0円です。</td> <td>単位：円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001～3,300,000</td> <td>1,100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1ま 月れ</td> <td>3,300,001～4,100,000</td> <td>収入額×0.25+275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001～7,700,000</td> <td>収入額×0.15+685,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1た 日方</td> <td>7,700,001～10,000,000</td> <td>収入額×0.05+1,455,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,001以上</td> <td>1,955,000</td> </tr> </tbody> </table> 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超～2,000万円以下の場合…控除額を100,000円引き下げる 2,000万円超の場合…控除額を200,000円引き下げる	年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	控除額	昭和以後35に 年生	600,000円までの場合は、所得金額は0円です。	単位：円	600,001～1,300,000	600,000	1ま 月れ	1,300,001～4,100,000	収入額×0.25+275,000	4,100,001～7,700,000	収入額×0.15+685,000	2た 日方	7,700,001～10,000,000	収入額×0.05+1,455,000	10,000,001以上	1,955,000	昭和以前35に 年生	公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は0円です。	単位：円	1,100,001～3,300,000	1,100,000	1ま 月れ	3,300,001～4,100,000	収入額×0.25+275,000	4,100,001～7,700,000	収入額×0.15+685,000	1た 日方	7,700,001～10,000,000	収入額×0.05+1,455,000	10,000,001以上	1,955,000
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	控除額																																
昭和以後35に 年生	600,000円までの場合は、所得金額は0円です。	単位：円																																
	600,001～1,300,000	600,000																																
1ま 月れ	1,300,001～4,100,000	収入額×0.25+275,000																																
	4,100,001～7,700,000	収入額×0.15+685,000																																
2た 日方	7,700,001～10,000,000	収入額×0.05+1,455,000																																
	10,000,001以上	1,955,000																																
昭和以前35に 年生	公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は0円です。	単位：円																																
	1,100,001～3,300,000	1,100,000																																
1ま 月れ	3,300,001～4,100,000	収入額×0.25+275,000																																
	4,100,001～7,700,000	収入額×0.15+685,000																																
1た 日方	7,700,001～10,000,000	収入額×0.05+1,455,000																																
	10,000,001以上	1,955,000																																
⑧ 業務	シルバー人材センターでの委託料、内職、作家以外の方の印税、原稿料、講演料、手数料などです。																																	
⑨ その他	生命保険契約等の個人年金の支払い、仮想通貨の譲渡損益、非営業貸付金の利子など																																	

⑪ 総合譲渡・一時	土地・建物以外の機械・器具・備品等の資産などを譲渡して得た所得です。特別控除額は最高50万円です。(短期・長期とも)
	法人から贈与を受けた金品、競輪・競馬などの払戻金、生命保険一時金などの一時的な所得です。

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

総所得金額などから控除される所得控除及び控除額は次のとおりです。

⑬申告者又は申告者と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合

⑬ 社会保険料控除	①国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料
	②国民年金保険料
	③その他の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料

⑭小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく掛金および地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合

⑭小規模企業共済等掛金控除	掛金の金額を証する書類を添付してください。
---------------	-----------------------

⑮受取人のすべてを申告者又は、その配偶者その他の親族とする生命保険契約などにかかる生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合

⑮ 生命保険料控除	<b>新契約</b> (平成24年1月1日以後に締結した保険契約など)			
	支払金額	控除額		
	12,000円まで	支払保険料全額		
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円		
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円		
	56,001円以上	28,000円		
	<b>旧契約</b> (平成23年12月31日以前に締結した保険契約など)			
	支払金額	控除額		
	15,000円まで	支払保険料全額		
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円		
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円			
70,001円以上	35,000円			
生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合				
生命保険料について求めた控除額 (上限額) 新契約のみ、および新旧契約の両方がある場合 …28,000円 旧契約のみ …35,000円	+	個人年金保険料について求めた控除額 (上限額) 新契約のみ、および新旧契約の両方がある場合 …28,000円 旧契約のみ …35,000円	+	
		介護医療保険料について求めた控除額 (上限額) 28,000円		
= 生命保険料控除額(上限額 70,000円)				

⑩自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、特定の損害保険契約などにかかる地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合（一定の長期損害保険契約などにかかる損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができる場合があります。）

⑩地震保険料控除	①地震保険契約にかかるもの 50,000円まで …支払保険料×1/2 50,001円以上 … 25,000円	②旧長期損害保険契約にかかるもの 5,000円まで … 支払保険料全額 5,001円～15,000円まで …支払保険料×1/2+2,500円 15,001円以上 … 10,000円
	①、②ともにある場合 上限額 25,000円	

(注)ある一つの損害保険契約など、またはある一つの長期損害保険契約などが、上記の表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

⑪～⑭自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族を有する場合における控除

⑪寡婦控除	申告者本人が夫と死別、離婚した方で扶養親族等を有しているか、夫と死別または生死不明で合計所得金額が500万円以下の方 … 260,000円
⑫ひとり親控除	申告者本人が現に婚姻をしていないまたは配偶者が生死不明の方で、扶養親族である子を有しており、かつ合計所得金額が500万円以下の方 … 300,000円
⑬勤労学生控除	申告者本人が大学、高等学校等の生徒で合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得等以外の所得の金額の合計が10万円以下の方 … 260,000円
⑭障害者控除	申告者本人、控除対象配偶者、および16歳未満(平成21年1月2日以後に生まれた方)の者を含む扶養親族1人につき … 260,000円 特別障害者(注1)について … 300,000円 同居特別障害者(注2)について … 530,000円

(注1)特別障害者 … ①身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている方  
②精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方  
③要介護認定を受けた65歳以上の方で障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市区町村長の認定を受けた方  
④重度(A1, A2)の知的障害者と判定された方など

(注2)同居特別障害者 … 特別障害者で、所得者本人または所得者の配偶者もしくは所得者本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている方

障害者 … 特別障害者以外の障害者

⑰配偶者控除	申告者(合計所得金額が1,000万円以下)本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の方は、下記の表に応じた金額が配偶者控除として控除されます。 単位:円			
	配偶者の合計所得金額	所得者本人の合計所得金額		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	
～480,000	330,000	220,000	110,000	

ただし、配偶者の年齢が70歳以上の方(昭和30年1月1日以前に生まれた方)の場合  
単位:円

配偶者の合計所得金額	所得者本人の合計所得金額		
～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	
～480,000	380,000	260,000	130,000

⑱配偶者特別控除	申告者(合計所得金額が1,000万円以下)本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が下記の表に応じた金額が配偶者特別控除として控除されます。 単位:円			
	配偶者の合計所得金額	所得者本人の合計所得金額		
	480,001～950,000	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
	950,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000
	1,000,001～1,050,000	330,000	220,000	110,000
	1,050,001～1,100,000	310,000	210,000	110,000
	1,100,001～1,150,000	260,000	180,000	90,000
	1,150,001～1,200,000	210,000	140,000	70,000
	1,200,001～1,250,000	160,000	110,000	60,000
	1,250,001～1,300,000	110,000	80,000	40,000
	1,300,001～1,330,000	60,000	40,000	20,000
	1,330,001～	30,000	20,000	10,000
	1,330,001～	0	0	0

⑲扶養控除	申告者本人と生計を一にする16歳以上(平成21年1月1日以前に生まれた方)の親族で、合計所得金額が480,000円以下 [一般]…330,000円 ただし、扶養親族が19～22歳(平成14年1月2日以後で平成18年1月1日以前に生まれた方) [特定]…450,000円 70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方) [老人]…380,000円
※	申告者本人またはその配偶者の直系尊属で、年齢が70歳以上かつ、所得者本人またはその配偶者と同居を常としている扶養親族 [同居老親等]…450,000円
⑳基礎控除	申告者の合計所得金額が2,400万円以下 …430,000円 申告者の合計所得金額が2,400万円超～2,450万円以下 … 290,000円 申告者の合計所得金額が2,450万円超～2,500万円以下 … 150,000円 申告者の合計所得金額が2,500万円超 … なし

※16歳未満(平成21年1月2日以後に生まれた方)の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、町・県民税の非課税限度額の算定、および保育料等の算定に扶養親族人数の申告が必要になりますので、必ず16歳未満の扶養親族についても申告してください。

なお、扶養控除を受ける扶養親族が別居の場合は、『12別居の扶養親族等に関する事項』に記入してください。

⑥資産について災害、盗難による損失が生じた場合及び災害に直接関連して支払った場合

⑥雑損控除 次のいずれか多い金額	① (損失の金額－保険などにより補てんされた金額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険金などにより補てんされた金額)－5万円
---------------------	---

⑦自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合

⑦医療費控除	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(合計所得金額×5%、または10万円のいずれか少ない金額) = 医療費控除額 (最高200万円)
	※セルフメディケーション税制による特例 特定一般用医薬品等購入費 － 12,000円 = 医療費控除額 (最高88,000円)
	医療費とは… ○医師や歯科医師に支払った診療費、治療費 ○治療や療養のために必要な医薬品の購入費 ○6か月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代 (おむつ使用証明書などが必要)

○町・県民税が課税されない方

(ア)前年の合計所得金額が、次の算式①②で求めた金額以下の方

①控除対象配偶者または扶養親族(16歳未満の者を含む)がいる場合  
28万円×(本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数)＋(10万円＋16万8千円)以下

②控除対象配偶者または扶養親族がいない場合  
(28万円＋10万円)以下

(イ)生活保護法によって生活扶助を受けている方

(ウ)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下

○所得割額が課税されない方

前年の総所得金額等が、次の算式で求めた金額以下の方

1 控除対象配偶者または扶養親族(16歳未満の者を含む)がいる場合  
35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数)＋(10万円＋32万円)以下

2 控除対象配偶者または扶養親族がいない場合  
(35万円＋10万円)以下

社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号(マイナンバー)の記載および本人確認について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)により町・県民税、所得税の申告の際、①個人番号の記載、②本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。領収書の添付または提示は不要ですが、5年間保存する必要があります。

また、どちらか一方の控除しか受けることができません。

添付または提示が必要な書類	
医療費控除	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例
①医療費控除の明細書(添付)	①セルフメディケーション税制の明細書(添付)
②医療費通知の原本(添付) ※明細書内の「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りま	②適用を受ける年分において一定の取組みを行ったことを明らかにする書類の添付または提示は不要。明細書には取り組みに関する事項の記載が必要。
③その他必要な証明書や診断書、処方箋など(添付または提示)	【②の一例】 ・インフルエンザ、定期予防接種の領収書や予防接種済証 ・定期健康診断、がん検診などの結果通知表など
上のどちらか一方の控除しか受けることができません	

医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また役場税務課の窓口でも用意しております。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

令和6年中に地方自治体等へ寄附(ふるさと納税)をされた場合、確定申告を行わなくても「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、寄附金税額控除が受けられます。この制度を適用するためには、寄附をされた団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出している必要があります。

ただし、5団体を超過して寄附をされた方、確定申告をされる方、および震災関連について日本赤十字社などでふるさと納税扱いの寄附をされた方は、ワンストップ特例制度が適用されませんので、すべての寄附金について所得税の確定申告を行う必要があります。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一について

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等は、これまで所得税と異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度の町・県民税から、所得税の課税方式と一致させることになりました。令和5年分以降の所得について、所得税と町・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。

収入がなかった方の申告書の記入の仕方

令和6年中収入がなかったことを申告する方は、表面「2 所得金額 合計②の欄に“0”と記入し、裏面上部の「無職、学生等の方は該当欄に生活状況を記入してください」の欄に状況を記入してください。

待ち時間短縮にご協力ください

申告期間中は申告会場や駐車場が大変混雑します。待ち時間短縮のためにも事前に準備をお願いします。

- 医療費控除を申告する場合は、金額をあらかじめ集計して医療費控除の明細書にご記入の上、お持ちください。
- 農業・営業・不動産所得などの収支内訳書は必ず事前に記入してください。金額が集計されていない場合、申告を受けられない場合があります。

役場および地区会場で相談受付のできない申告があります

青色申告、株式・土地・建物・先物取引・FX（外国為替証拠金取引）などの譲渡所得（分離課税）等および贈与税の申告や、住宅借入金等特別控除を初めて申告される方（1年目）は、大垣市情報工房で申告してください。

これ以外にも、大垣市情報工房をご案内する場合があります。

申告書様式に代えて「町・県民税申告のお知らせ（はがき）」が送付されます

令和6年度分町民税・県民税申告書を提出された方には来年度の申告期間に合わせ、「町・県民税申告のお知らせ（はがき）」が送付されます。申告の際にお持ちください。

なお、申告書様式や収支内訳書が必要な方は、国税庁ホームページ(所得税申告様式)からダウンロードの上、印刷されるか役場税務課の窓口でお受け取りください。

申告受付会場と日程について

会 場	日 時
役場 垂井ホール	2月17日(月)～3月17日(月) 土日・祝日を除く午前9時～午後5時
府中地区 まちづくりセンター	2月20日(木) 午前9時～午後4時
岩手地区 まちづくりセンター	2月21日(金) 午前9時～午後4時
東地区 まちづくりセンター	2月26日(水) 午前9時～午後4時
栗原地区 まちづくりセンター	2月27日(木) 午前9時～午後4時
ワイワイプラザ垂井 ワイワイホール	2月28日(金) 午前9時～午後4時
宮代地区 まちづくりセンター	3月4日(火) 午前9時～午後4時
表佐地区 まちづくりセンター	3月5日(水) 午前9時～午後4時

お問い合わせ 垂井町役場 税務課住民税係  
直通0584-22-7500